

船員労働の保護及び指導業務(船員法)

船員労務監査状況(令和6年度)

管轄局 区分		本局	茨城	鹿島	千葉	東京	川崎	計	汽船		漁船		その他船舶
実働状況	船員労務官数	11	2	2	2	5	2	24	A	B	A	B	
	監査延日数	469	67	109	165	303	125	1238					
船舶監査	監査船舶数	117	37	94	92	95	64	499	147	250	16	72	14
	監査船員数	1,250	257	761	570	1,059	481	4,378	2,235	1,271	114	642	116
	違反件数	35	1	5	7	21	7	76	18	54	1	1	2
	勧告件数	0	0	1	2	1	1	5	0	4	0	1	0
事業場監査	監査事業場数	24	4	5	9	22	3	67	27	21	1	12	6
	監査船員数	1,555	124	166	216	1,388	39	3,488	2,420	627	6	386	49
	違反件数	10	5	0	2	28	1	46	14	27	0	5	0
	勧告件数	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
合計	監査船舶事業者数	141	41	99	101	117	67	566	174	271	17	84	20
	監査船員数	2,805	381	927	786	2,447	520	7,866	4,655	1,898	120	1,028	165
	違反件数	45	6	5	9	49	8	122	32	81	1	6	2
	勧告件数	1	0	1	2	1	1	6	0	5	0	1	0
申告受理件数		0	0	0	0	0	0	0					

注)1. 汽船Aとは、総トン数700トン以上、汽船Bとは、総トン数700トン未満の船舶。

2. 漁船Aとは、船員法施行規則第51条に掲げる漁船(第2種又は第3種の従業制限を有する漁船及び第1種の従業制限を有する漁船で、さけ・ます・はえ縄漁業又は機船底引き網漁業に従事するもの)、漁船Bとは、それ以外の漁船。

3. その他の船舶とは、汽船、漁船以外の船舶。